08 第2次田原市住生活基本計画・第2次田原市空家等対策計画に関する意見を募集します！（パブリックコメント）

パブリックコメントは、皆さんの意見をお聴きすることで、本市の行政運営の向上を図るものです。以下の計画案を公表しますので、ぜひ皆さんのご意見をお聴かせください。

第２次田原市住生活基本計画案

住生活基本計画は、住宅の質の向上や良好な住環境の形成、子育て世帯や高齢者、障がいのある方に配慮した住まいづくり、空き家の有効活用や適正管理の促進など、今後の住生活施策の基本的な方向性を示すものです。少子高齢化の進行や住環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けられるまちを目指して策定します。

▲第2次田原市住生活基本計画案

第２次田原市空家等対策計画案

空家等対策計画は、近年増加している空き家等に関するさまざまな問題に対して、総合的な空き家等対策を推進することで市民の生活環境の保全と安心・安全な暮らしを確保することを目的とするものです。これまでの本市の取り組みや空き家等を取り巻く現状、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正を踏まえて策定します。

▲第2次田原市空家等対策計画案

【意見募集期間】2月16日（月）～3月17日（火）
【意見提出方法】（個々のご意見には直接回答しません。）
①公表場所へ持参 ②郵便 ③FAX ④Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号を明記の上提出してください。
【計画案の公表場所】
建築課、市役所南庁舎１階ロビー、赤羽根市民センター、渥美支所、中央図書館、市HP

▶建築課住宅管理係　☎23-3527　FAX 22-3811　✉ kentiku@city.tahara.aichi.jp
▶建築課住宅政策係　☎23-3684

～渥美半島を元気に!～
山下市長の元気通信

ご理解とご協力を

2月2日から市役所（本庁舎・渥美支所・赤羽根市民センター）での手続き・相談などの窓口の受付時間が、午前9時～午後4時30分となります。

近年の市役所業務は、生活様式や価値観の多様化により、求められる住民サービスも個別のニーズ対応のため、複雑化しています。

国の推進する働き方改革により、働きやすい勤務体制整備と職員間の情報共有などの時間確保を図るとともに、市民の皆さんにはご迷惑をかけることのないよう、スマホなどから証明書の取得や各種手続などが行えるような環境構築にも努めてまいります。

09 市役所での手続き・相談など窓口の受付時間を変更しました

市役所本庁舎、渥美支所、赤羽根市民センターの窓口の受付時間が変更となりました。

住民票のコンビニ交付などのDX推進、職員の働き方改革、業務改善の促進を目的とした取り組みです。ご理解とご協力をお願いします。

窓口の受付時間

2月2日（月）から
9:00～16:30

※試行期間～3月31日
（本格運用:4月1日～）

▲市HP

▶人事課　☎23-7404